

厚生労働省国民保護計画 新旧対照条文

○ 厚生労働省国民保護計画（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
総論 (略)	総論 (略) 第1章～第3章 (略)
第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項	第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項
第3節 医療の提供等	第3節 医療の提供等
1 医療の提供及び助産	1 医療の提供及び助産
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 医療活動の実施	(3) 医療活動の実施
○ 厚生労働省医政局は、 <u>国立高度専門医療研究センター</u> に 対して、必要に応じ、 <u>高度専門医療</u> に関する研究等を行う <u>独立行政法人にに関する法律</u> （平成20年法律第93号）第 24条の規定に基づき、医療活動の実施を求めるものとする。	○ 厚生労働省医政局は、 <u>国立高度専門医療研究センター</u> に 対して、必要に応じ、 <u>高度専門医療</u> に関する研究等を行う <u>独立行政法人にに関する法律</u> （平成20年法律第93号）第 24条の規定に基づき、医療活動の実施を求めるものとする。
○ (略)	○ (略)
(4) (略)	(4) (略)
第5章～第8章 (略)	第5章～第8章 (略)
別添	別添
1 人に病原性を有する生物剤及び毒素	1 人に病原性を有する生物剤及び毒素
(1) ウィルス	(1) ウィルス
アルファウイルス属（チクシングニヤウイルス、西部ウマ脳炎ウ イルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス） <u>チヤ レナウイルス属</u> （ガナリトウイルス、サビアウイルス、サビアウ イルス、マチュポウイルス、ラッサウイルス）、リンパ球性脈絡 膜炎ウイルス、インフルエンザウイルス、インフルエンザウイル ス）	アルファウイルス属（チクシングニヤウイルス、西部ウマ脳炎ウ イルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ア レナウイルス属（ガナリトウイルス、サビアウイルス、サビアウ イルス、マチュポウイルス、ラッサウイルス）、リンパ球性脈絡 膜炎ウイルス、インフルエンザウイルスA属インフルエンザA

スA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH2N2、H5N1若しくはH7N7であるも）の（新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。）又は新1、H7N7若しくはH7N9であるも）の（新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。）又は新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。）又は新病原体に限る。）、エボラウイルス属（アイボリーコーストエボラウイルス、ザイールウイルス、スードンエボラウイルス、ブンデイブギヨエボラウイルス、レストンエボラウイルス）、エンテロウイルス属（エボラウイルス、レストンエボラウイルス）、エンテロウイルス属（エボラウイルス、サル痘ウイルス、痘そウウイルス、コロナウイルス属SARSコロナウイルス、シンフレックスウイルス属Bウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、ハンタウイルス属（アンデスウイルス、シノンソブレウイルス、ツウルウイルス、ドブラーべルグレドウイルス、ニューヨークウイルス、バヨウウイルス、ハントンウイルス、ブーマラウイルス、プラッタバーベルグレドウイルス、シニョープレウイルス、ソウルウイルス、ハントナイルス、ニユーヨークウイルス、ドブラバウイルス、ハントンウイルス、プラッククリークカナルウイルス、ラグナネグラウイルス）、フランクリークカナルウイルス属（ウエストナイルウイルス、デングウイルス）、黄熱ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、キヤサヌル森林病ウイルス、日本脳炎ウイルス、ダニ媒介脳炎ウイルス、リフトバレーホットスケウイルス、ヘニパウイルス属（ニパウイルス、ヘンドラウイルス）、A型肝炎ウイルス、E型肝炎ウイルス、マールブルグウイルス属（マールブルグウイルス、マーリーブルグウイルス、リサイクビクトリアマールブルグウイルス、狂犬病ウイルス、リッサウイルス属のウイルス（狂犬病ウイルス、ヘニパウイルス）、S F T Sウイルス、リフトバレーホットスケウイルス）、ベータコロナウイルス属MERSコロナウイルス、ヘニパウイルス属（ニパウイルス、ヘンドラウイルス）、A型肝炎ウイルス、E型肝炎ウイルス、マールブルグウイルス属（マールブルグウイルス、リッサウイルス属狂犬病ウイルス、リッサウイルス属のウイルス（狂犬病ウイルスを除く。））

※ 新型インフルエンザ等感染症とは、感染症法第6条第7項の新型インフルエンザ等感染症をいう。

(2) 細菌（クラミジア、リケッチアを含む。）

腸管出血性大腸菌、ペスト菌、オウム病クラミジア、ボツリヌス菌、オリエンチア属ツツガムシ、コクシエラ属バーネッティ、サルモネラ属エンテリカ（血清亜型がタイフィ）、サルモネラ属エンテリカ（血清亜型がパラタイフィ）、赤痢菌、ジフテリア菌

ウイルス（血清亜型がH2N2、H5N1若しくはH7N7であるも）の（新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。）又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に限る。）、エボラウイルス属（アイボリーコーストエボラウイルス、ザイールウイルス、レストンエボラウイルス）、エンテロウイルス属（エボラウイルス、サル痘ウイルス、痘そウウイルス、コロナウイルス属SARSコロナウイルス、シンフレックスウイルス属Bウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、ハンタウイルス属（アンデスウイルス、シノンソブレウイルス、ツウルウイルス、ドブラーべルグレドウイルス、ニューヨークウイルス、バヨウウイルス、ハントンウイルス、ブーマラウイルス、プラッタバーベルグレドウイルス、シニョープレウイルス、ソウルウイルス、ハントナイルス、ニユーヨークウイルス、ドブラバウイルス、ハントンウイルス、プラッククリークカナルウイルス、ラグナネグラウイルス）、フランクリークカナルウイルス属（ウエストナイルウイルス、デングウイルス）、黄熱ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、キヤサヌル森林病ウイルス、日本脳炎ウイルス、ダニ媒介脳炎ウイルス、リフトバレーホットスケウイルス、ヘニパウイルス属（ニパウイルス、ヘンドラウイルス）、A型肝炎ウイルス、E型肝炎ウイルス、マールブルグウイルス属（マールブルグウイルス、マーリーブルグウイルス、リサイクビクトリアマールブルグウイルス、狂犬病ウイルス、リッサウイルス属のウイルス（狂犬病ウイルスを除く。））

※ 新型インフルエンザ等感染症とは、感染症法第6条第7項の新型インフルエンザ等感染症をいう。

(2) 細菌（クラミジア、リケッチアを含む。）

腸管出血性大腸菌（血清型O26、O45、O103、O104、O111、O121、O145及びO157）、ペスト菌、オウム病クラミジア、コクシエラ属バーネッティ、サルモネラ属エンテリカ（血清亜型がタイフィ）、サルモネラ属エンテリカ（血清亜型がパラタイフィ）、赤痢菌、ジフテリア菌

型がタイフィ)、サルモネラ属エンテリカ(血清型がノペラタイ
フィA)、赤痢菌、ジフテリア菌、炭疽菌、鼻疽菌、類鼻疽菌、
バルトネラ属クインタナ、コレラ菌(血清型がO1又はO139
であるものに限る。)、イヌ流産菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、
マルタ熱菌、ボレリア属デュトニイ(その他ダニが媒介するボレ
リア属の細菌)、ボレリア属ブルグドルフェリ、ボレリア属レカ
レンティス(その他シラミが媒介するボレリア属の細菌)、結核
菌、野兎病菌、発疹チフスリケッチャ、日本紅斑熱リケッチャ、
ロッキーキー山紅斑熱リケッチャ、日本紅斑熱リケッチャ、レプトスピ
ラ属の細菌

(3) 真菌

コクシディオイデス属イミチス

(4) (略)

(5) 毒素

アフラトキシン、アブリン、ウエルシュ菌毒素、黄色ブドウ球
菌毒素(腸管毒素、アルファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素
), コノトキシン、コレラ毒素、志賀毒素(ベロ毒素)、ジアセ
トキシスシルペノール毒素、テトロドトキシン、ビスカムアルバ
ムレクチン、ボツリヌス毒素、ボルケンシン、ミクロシスチン、
モデシン、HT-2トキシン、T-2トキシン

2

(略)

、炭疽菌、鼻疽菌、類鼻疽菌、バルトネラ属クインタナ、コレラ
菌(血清型がO1又はO139であるものに限る。)、イヌ流産
菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ボレリア属デュトニ
イ(その他ダニが媒介するボレリア属の細菌)、ボレリア属ブル
グドルフェリ、ボレリア属レカレンティス(その他シラミが媒介
するボレリア属の細菌)、結核菌、野兎病菌、発疹チフスリケッ
チャ、日本紅斑熱リケッチャ、ロッキーキー山紅斑熱リケッチャ、レ
ジオネラ属の細菌、レプトスピラ属の細菌

(3) 真菌

コクシジョオイデス属イミチス

(4) (略)

(5) 毒素

アフラトキシン、アブリン、ウエルシュ菌毒素、黄色ブドウ球
菌毒素、コノトキシン、コレラ毒素、志賀毒素(ベロ毒素)、テ
トロドトキシン、ビスカムアルバムレクチン、ボツリヌス毒素、ボ
ルケンシン、ミクロシスチン、モデシン、HT-2トキシン、T-2トキ
シン

2

(略)

2